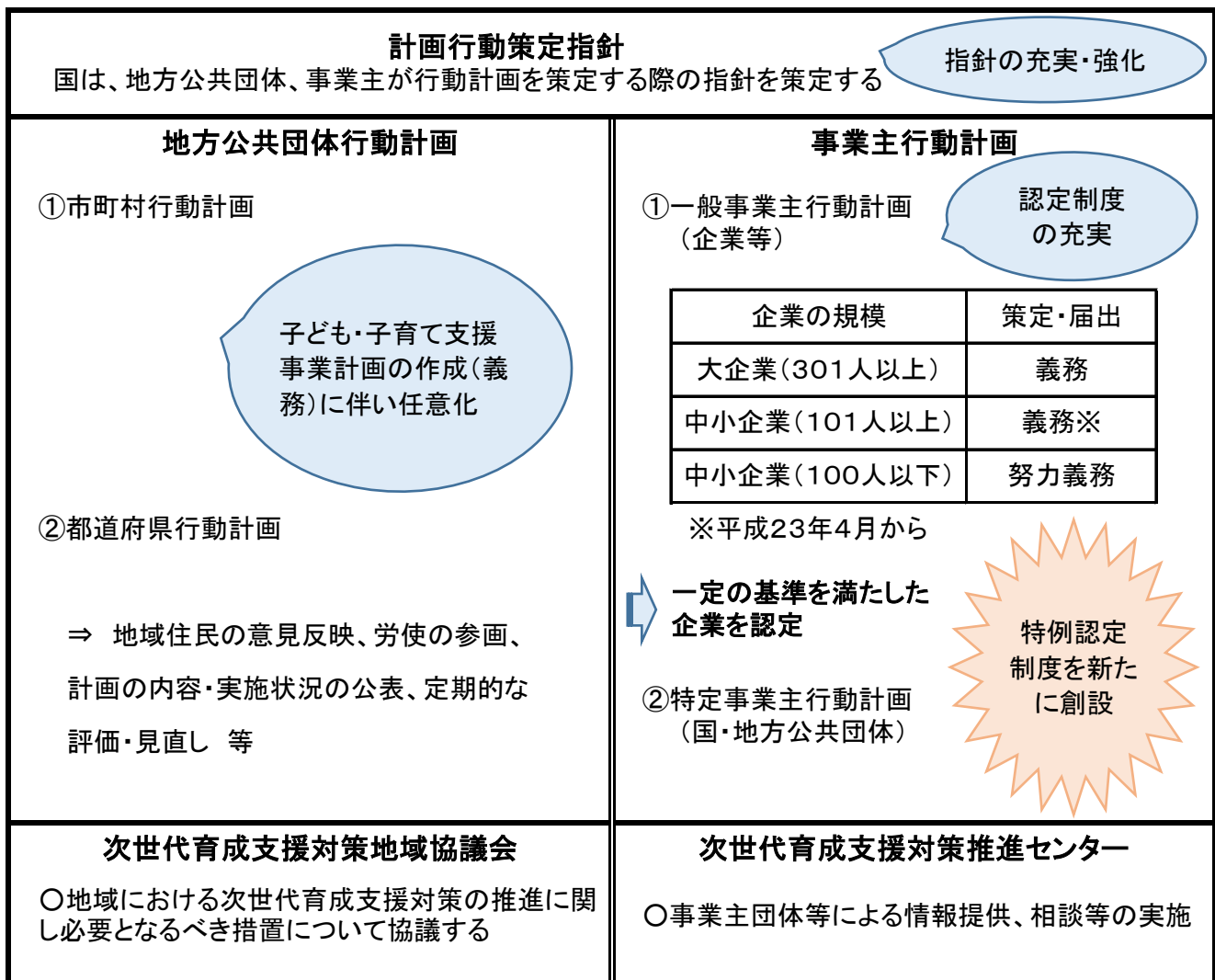
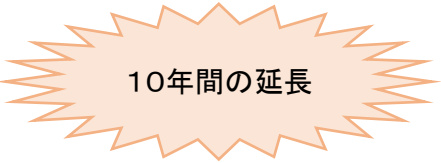


○次世代育成支援対策推進法の概要

- ・次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する
- ・次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から26年度までの10年間に集中的・計画的に対策を実施するための時限法
- ・地方公共団体及び事業主に対して行動計画の策定を義務付け



○次世代育成支援行動計画の位置づけ

- ・現行の次世代育成支援行動計画後期計画は平成26年度で終了(次世代育成支援対策推進法は10年間の延長)
- ・子ども・子育て支援法による事業計画(平成27年度～)の策定が義務付けられたことから、次世代育成支援行動計画の策定は任意化
- ⇒流山市では平成27年度以降の計画である「流山市子ども・子育て支援事業計画」の中に、次世代育成支援行動計画の内容を盛り込む方向で検討